

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◇ IMF理事会、増資案を発表

IMF理事会は、12月30日、秋のIMF総会決議に基づき増資案を発表した。

同案によれば、増資額は7,587.5百万ドル(現行クォータ比35.5%、払込み後新出資額は28,934百万ドル)で、日本は増資後の新出資額(12億ドル)が加盟国中第5位にランクされるため、常任理事国になる予定である。

なお、同案に対する各國総務の賛否は本年2月9日までに通告されることになっており、85%以上の同意通告をもって同案は成立する。また増資の払込み最終期限は一応1971年12月央(延長の可能性もある)となっている。

#### 増資後新出資額案

(単位・億ドル)

国名	出資額	国名	出資額
米国	67	日本	12
英國	28	カナダ	11
西ドイツ	16	イタリア	10
フランス	15	インド	9.4

#### ◇ 南アによる金売却に関するIMF声明

IMFは12月30日、下記の条件のもとで南アから金の買入れを行なう旨決定した。

(1) 金市場価格が1オーンス35ドル以下に低下した場合、南アはそのときの外貨必要額の範囲内で基金に金を売却できる。

市場価格が35ドルを上回っている場合においても、新産金を全額自由市場に売却したのちなお半年以上外貨不足が続くような事態においては、基金に金を売却できる。

(2) 南アは国際収支上の必要に応じ新産金を市場において秩序正しく売却するものとする。しかし、1968年3月17日(金二重価格制移行時)現在における保有金残高については、1970年1月1日以降四半期ごとに35百万ドルの範囲内で基金に売却できる。ただし、その後基金を含む各国金融当局に売却した部分および将来これらに売却する部分は除外される。

(3) 南アは今後ともIMF規約等に基づく金の使用は認

められる。たとえば手数料支払、基金保有南ア通貨買いもどし、クォータ増額による金出資部分の出資などの場合である。南アは他の加盟国が基金から取得した南ア通貨を金に交換してさしつかえない。また他の加盟国からSDRを仕向けられ、そのため外貨が必要な場合も金を基金に売却できる。

(4) この決定は5年間経過後、もしくは情勢に大きな変化が生じたとして要請を受けた場合、再検討される。また基金は、南アからかねて14.5百万英ポンド相当の金を売却したい旨要請を受けていたが、今回これを承認した。

(5) 南アは金を自由市場以外に売却する場合は、原則として基金に対して売却するものとする。基金は加盟国が南アから直接金購入を行なわないと了解のもとに、この南アからの金購入を認める決定を行なったものである。基金は取得した金を加盟国通貨を補てんする必要が生じたと判断した時に使用する。南アによる基金への金売却には原則として1%の手数料を課する。

#### ◇ IMF、SDRの第1回配分を決定

IMFは1月2日、SDR第1回配分(1月1日実施)の細目を発表した。

これによれば、第1回配分総額は3,414百万ドルで、日本に対する配分割当額は121.8百万ドルであった。

なお今回の配分額は、昨年秋のIMF総会で決議された約35億ドルを1億ドル方下回ったが、これは台湾が今回の配分についてオプト・アウトしたため、当初に予定されていた3,506百万ドル(105参加国のクォータ21,347百万ドルの16.8%として決定)から同割当て分が減じられた結果である。

#### ◇ OECD、1970年経済見通しを発表

OECDは12月19日、70年の加盟国経済見通し(OECD, Economic Outlook)を発表した。要旨次のとおり。

(1) ほとんどの国で引締め政策が採られているため、70年の加盟国の実質成長率は3.5%(69年実績見込み5.0%)に低下する見通し。

(2) これに伴って貿易の伸びも、記録的な増加(15%以上)をみせた69年に比べればかなりの鈍化が予想されるが、それでも10%程度と58~67年の平均程度の伸びは期待されよう。

(3) 物価は、記録的な上昇を示した69年(GNPデフレーター、4.75%)ほどではないが、70年も4.25%程度と58~67年平均(+2.5%)を上回る上昇を続けることとなる。

### OECDの経済見通し

	実質成長率 (%)		輸入増加率 (%)		G N P デフレーター (%)		経常収支 (百万ドル)	
	1970年	(見込み)	1969年	(見込み)	1970年	(見込み)	1970年	(見込み)
OECD 計	3.5	5.0	9.5	15.5	4.25	4.75	—	—
米 国	1.5	2.75	5.0	8.5	4.0	4.75	1,500	△ 600
カナダ	4.0	5.0	7.0	15.0	4.0	4.5	△ 750	△ 650
日 本	11.25	12.5	16.0	16.0	4.75	5.0	2,000	2,200
フランス	4.0	8.25	5.0	24.5	5.5	6.5	200	△ 1,300
西ドイツ	4.5	7.75	16.0	23.5	4.25	3.0	400	1,500
イタリア	7.75	6.0	23.0	19.0	4.75	3.25	1,800	2,450
英 国	3.0	2.0	7.0	5.0	3.0	4.25	1,200	700

(4) 主要加盟国の経常収支については、過去2年間の平価調整を含む国際収支改善策の効果もあって、70年には米英両国が大幅に改善し、フランスと西ドイツの不均衡も解消に向かうなど、好ましいパターンが明確になろう。

### 米州諸国

#### ◆米国連邦準備制度理事会次期議長の任命

ニクソン大統領は10月17日、本年1月末に任期満了となるマーチン連邦準備制度理事会議長の後任としてアーサー・F・バーンズ(Arthur F. Burns)を指名したが、米国議会上院は12月19日、同氏を連邦準備制度理事会理事に任命することに同意、この結果、本人事は正式決定をみた。

バーンズ新議長は、1904年4月オーストリア(現在ソ連領ウクライナ)に生まれ、1925年コロンビア大学を卒業後、同大学院で博士号を取得、同大学教授(1941年就任)を経て、1953~56年アイゼンハワー政権の大統領経済諮問委員会(C E A)議長を勤めた。1957年に全米経済研究所(N B E R)議長となり、かたわら、ニクソンの個人的な経済問題アドバイザーとして各種政策提言を行なっていたが、69年1月、ニクソンの大統領就任とともに、閣僚級ポストである大統領特別顧問に就任、国内経済・社会問題全般にわたる諸政策の立案に参画してきた。

#### ◆米国、貯蓄債券の金利上限を引き上げ

米国議会は11月26日、合衆国貯蓄債券の金利上限を、第2自由公債法(1917年制定)に基づく4.25%から新たに5.0%に引き上げ、6月1日に遡及して実施する旨決定した。これに伴い財務省では、実際の発行レートをただち

に同日にさかのぼり5%に引き上げた。なお、この金利上限は債券を満期まで保有した場合に限って適用されるが、今回は同時に割引債(Eシリーズ)について期間短縮(7年から5年10ヶ月へ、利付債<Hシリーズ>のはうは10年で据置き)も決定された。

今次措置は、最近の市場金利高騰に伴い、貯蓄債券の償還超過傾向が著しくなってきたのに対処して採られたもので、政府は金利上限の撤廃を要請していた。ただし、貯蓄債券の70%までが給与からの積立て方式によって購入されるといわれ、今回の措置がただちに債券購入額を大幅に増加させるとはみられていない。

#### ◆米国、1970年の対外投融資規制を発表

米国政府および連邦準備制度理事会は12月17日、1970年の対外投融資規制を発表した。規制の緩和はニクソン政権の公約の一つであったが、今回の緩和は小幅にとどまっており、政府はこれについて、「本年の国際収支の状況ならびに国内経済にみられる根強いインフレ圧力にかんがみ、現在大幅な規制緩和を実行することは不可能である」と説明した。

##### (1) 直接投資ガイドライン

総枠を33.5億ドルから36億ドルに拡大するとともに、規制適用免除限度額を従来の1投資家当たり1百万ドルから5百万ドルに引き上げた。ただし、この引き上げ分は後進国向け投資に限って認められる。

##### (2) 銀行の対外貸出ガイドライン

総貸出枠は101億ドルに据え置かれたが、69年12月1日以降、期間1年以上で1件当たり250千ドル以上の輸出金融は13億ドルまで別枠(Export Term-Loan Ceiling)として取り扱われることになった。なお、後者の個別銀行に対する枠は、68年末における総資産の0.5%とする。

##### (3) 銀行以外の金融機関の対外投融資ガイドライン

貸出枠は従来どおりとするが、輸出金融に限っては69年12月1日以降若干の枠超過を認める。ただし、その場合はあらかじめ連邦準備制度理事会への報告を要する。

対外投資に関しては、証券等一定資産は500千ドルまで自由とする。なお、従来規制の適用が免除された日本向け長期投資は、70年以降規制の対象とされ、69年末残高の範囲内にとどめることとなった。

#### ◆米国、貯蓄貸付組合の預金金利限度を引き上げ

連邦住宅貸付銀行理事会(F H L B)は12月19日の決定で、貯蓄貸付組合が同日以降従来より高利の特別預金

を受け入れることを承認した。これは同組合からの預金流出がこのところ激化し、住宅貸付が減少している事態に対処したもので、同理事会ではこれによる預金滞留効果を数億ドルとみている。

今次措置の概要は次のとおり。

- (1) 住宅貸付組合は新たに、付利 6% の限度内で期間 2~5 年の「住宅預金証書」(Housing Certificate of Deposit)を発行できる。従来からの passbook account および certificate account による預金に対しては、66年 9月 26 日以降設定された付利限度(原則として各 4.75%、5.25%)が据え置かれ、今後は金利の異なった 3 種の預金が併存することになる。
- (2) 新証書の発行対象は貯蓄貸付組合の預金者で、本年 12月 15 日現在の預金残高 1 万ドル以上のものに限られる(1 口 1 万ドル以上の預金合計額は 68 年度現在で預金総額の 45%)。これは他金融機関からの預金シフトが生じないための配慮である。
- (3) 新証書の発行期間は 70 年 7 月 31 日までとし、発行総額は総預金の 20% 以内とする(満期期間ごとにも限度が設けられる模様)。

なお、今次措置の決定に先立ち、FHLBB は連邦準備制度理事会(FRB)、連邦預金保険会社(FDIC)、財務省および通貨監督官の意見を聴取したが、FRB は反対意見を述べたと伝えられる。

#### ◆米国、1969年税制改革法の成立

1. 昨年 4 月の大統領提案以来、9か月にわたり審議が行なわれてきた 1969 年税制改革法は、両院協議会で意見調整のうえ、12月 22 日上下両院を通過し、12月 30 日大統領の署名を得て発効した。同法のおもな内容は次のとおり。

- (1) 10% 付加税を 1970 年 1 月以降 5% に引き下げ、6 月まで延長する。
- (2) 7% 投資免税を 1969 年 4 月 19 日にさかのぼって撤廃する。
- (3) 中・低所得者を中心に税負担軽減を図るため、①現行個人所得控除 1 人当たり 600 ドルを 73 年までに段階的に 750 ドルに引き上げるとともに、②基礎控除(①の追加控除)を現行の所得の 10%、最高 1,000 ドルから 73 年までに段階的に所得の 15%、最高 2,000 ドルに引き上げる(標準世帯——子供 2 人年収 1 万ドル——で 1973 年までに約 22% の税負担減)。
- (4) 企業、財團、高所得者に対する優遇措置を縮小する。たとえば、①石油、ガス業の資産減価償却率を 27.5% から 22% に引き下げる、②財團に対する免税措

置を撤廃し、所得の最高 4% まで課税する、③高所得者が各種優遇措置を受け税負担が極度に減ることのないよう、優遇措置対象の所得のうち 3 万ドルをこえる部分に 10% の課税をする(いわゆる minimum tax 制度)。

- (5) 社会保障給付金を一率に 15% 引き上げ、70 年 1 月から実施する。

2. 同改革案の歳入面に与える影響をみると、70 年については減税を小規模にとどめ、半年間の付加税延長を組み込むなど、大幅な税収減を避ける配慮がみられるものの、その後はかなりの税収減(平年度約 25 億ドル)が避けられない見通しである。なお、社会保障給付金の 15% 引き上げによる歳出増加は約 44 億ドルと見積もられている。

## 欧州諸国

#### ◆ EEC、首脳会議コミュニケを発表

12月 1、2 の両日オランダのハーグで開催された EEC が国首脳会議は、EEC の現状および将来について討議を行ない、概要次のようなコミュニケを発表した。

- (1) 共同体はいまやその歴史の転機に到達した。共同体は、今後最終段階に移行するが、これは一つのヨーロッパへの道を切り開くものである。
- (2) 共同体完成のため、69 年末までに共通農業政策のための財政規則を決定する。
- (3) 欧州議会の予算権限を強化するとのローマ条約の条項に従って、共同体の財政統合を順次達成していくとの目的のもとに、加盟国の拠出をしだいに共同体自体の財源に代えていく。

欧州議会の直接選挙の方法に関する問題は、閣僚理事会で引き続き検討を進める。

- (4) 共同体を強化し、経済統合への発展を促進するため、共同体委員会が 69 年 2 月 12 日付で提出した覚書きに基づき、経済・通貨同盟(union économique et monétaire)の創設を目的とする段階的計画を 70 年中に策定する。さらに欧州準備基金(un Fonds de réserve européen)設立の可能性について検討する。
- (5) ヨーラトム(ヨーロッパ原子力共同体)の新研究計画策定に努力し、共同研究センターの最大限の利用を図る。
- (6) 共同体拡大の原則を再確認し、加盟申請国が諸条約とその政治目的、条約発効後に採られた決定等を受け入れるかぎり、加盟交渉を開始することについて合意した。このための準備作業を可能なかぎりすみやかにかつ積極的に行なう。

- (7) 加盟申請国との交渉開始後その他のEFTA諸国がEECに対し同様の関係を求めてくる場合には、話合いに応ずる。
- (8) 加盟国外相は共同体の拡大の過程の中で政治統合を進める最善の方法を検討し、その結果を70年7月末までに報告する。

#### ◆ EEC、農業財政規則を決定

EEC理事会は12月22日、12月初めの首脳会議での合意(「前項」参照)に基づき、70年以降の農業財政規則を決定した。その概要、次のとおり。

- (1) 70年の農業指導保証基金(FEOGA)の財源については、従来どおり域外農産物輸入に対する課徴金の拠出と直接拠出金とでまかぬ。ただし、加盟各国の総分担比率(課徴金の拠出分を含む)を西ドイツ31.7%、フランス28%、イタリア21.5%、オランダ10.35%、ベルギー8.25%、ルクセンブルグ0.2%とする。
- (2) 71年以降74年までについては、同上財源は域外農産物輸入課徴金と域外輸入関税との拠出によってまかぬものとし、この両者が総財源に占める比率は71年の50%から段階的に引き上げ74年には100%とする。この間、財源に不足が生じた場合には加盟各国の直接拠出金によってまかぬ。

#### ◆ 英国、公共支出白書を発表

英国大蔵省は12月4日、「1968年度から1973年度にかけての公共支出(注)に関する白書」(White Paper on Public Expenditure, 1968-69 to 1973-74)を発表した。

(注) 地方公共団体等の支出を含む。

今回の公共支出白書は、ポンド平価切下げ以来採られている公共支出抑制方針を今後少なくとも1973年度まで堅持することにより、国際収支の改善を定着させるとともに、民間設備投資に重点的に資源配分することを意図したものとされている。

本白書の特徴としては、①政府がこれまで発表した公共支出計画のなかで最も長期の展望であること、②複雑な公共支出計画を経済分析上利用しやすい形に整備のうえ発表していること(たとえば、需要に与えるインパクトの度合いに応じて支出を区分(注)している)、などが指摘されている。これらは、大蔵省が今後における公共支出の配分に関して一般の議論を喚起すると同時に、各省庁、地方公共団体等との意見調整に資するため、自らの基本方針を可能な限り具体的に提示しようとしたことの現われとみられる。

(注) expenditure which involves a claim on economic resources and expenditure which merely transfers money from one section of the population to another. (F.T.紙)

白書の概要、次のとおり(計数は69年度価格で表示)。

#### I. 1968~71年度間

- (1) 今後の経済成長率を年率3%と低めに見積もり(1969年2月発表の「中期経済展望」<44年4月号「要録」>において想定されたうちの最低成長率)、公共部門の支出の前年度比増加率をこれと同率の年平均3%に押える(65~68年度間実績は年平均5.9%)。
- (2) 公共部門の収入を、現行税率不变、経済成長率年3%等の仮定のもとに推計すると年率3.5%の増加となる。この結果、公共部門収支は69年度542百万ポンドの黒字、続く2年度間もほぼ収支償う見込みである。

#### 公 共 支 出 計 画

(単位・百万ポンド、1969年度価格)

	1968 年度	1969 年度	1970 年度	1971 年度	増減 (△)率 (年率)
国防・海外援助等	2,772	2,688	2,635	2,565	△2.6%
産業振興関係	1,498	1,678	1,688	1,697	4.2
公共事業費	3,223	3,299	3,500	3,699	4.7
社会福祉関係	7,317	7,698	8,039	8,321	4.4
その他	4,785	4,694	4,892	5,138	2.4
合計	19,595	20,057	20,754	21,420	3.0

(注) 1968年度は暫定実績、69~71年度は計画。

#### 公 共 部 門 収 支 計 画

(単位・百万ポンド、1969年度価格)

収 入	1968 年度	1969 年度	1970 年度	1971 年度	支 出	1968 年度	1969 年度	1970 年度	1971 年度
税保険料等	18,245	19,696	20,348	21,015	財貨・サービス純購入(既存財を除く)	12,540	12,872	13,438	14,091
					補助金、国債利子等	6,725	6,841	6,922	6,988
その他とも収入計	19,317	20,599	20,654	21,395	上記収支じり	△1,020	△ 17	△ 12	△ 64
					その他とも支出計	19,595	20,057	20,754	21,420
					総収支じり	△ 278	542	△ 100	△ 25

また公共部門収支のうち既存資産の売買等、需要に与える影響がきわめて小さいような取引額を除いた計数でも69年度以降各年度ともほぼ収支均衡するとみられている。

(3) 項目別にみると、国防関係支出の削減(年率約2%で漸減)が大きく、反面、公共事業、社会福祉関係はかなりの増加が見込まれている(両者の公共支出総額に占める比率は1968年度61%に対し、1971年度は64%の計画)。

## II. 1972~73年度間

当該2年度についても一応の見通し(両年とも支出総額は3.5%増)が示されているが、不確定要因が多いため、閣議の了解は得ておらず、試算の域を出でていない。

### ◇英國、1969年第3四半期の国際収支を発表

英国大蔵省は12月8日、69年第3四半期の国際収支を発表した。これによると第3四半期の基礎的収支は214百万ポンドの黒字(季節調整済み、前期は72百万ポンドの黒字)と大幅な改善を示した。4月以来の基礎的収支累計は年率570百万ポンドと対IMFコミットメント(69年度の基礎的収支300百万ポンド以上の黒字)の目標水準をかなり上回る黒字となっている。

黒字幅拡大の要因としては次のような点が指摘されている。

(1) 貿易収支が1966年第4四半期以来四半期としてははじめて黒字に転じたこと。

(2) 長期資本収支が、西ドイツ駐留英軍費用見合いの西ドイツ政府借款受入れ(52百万ポンド)、公共企業体、地方政府の外債発行(約30百万ポンド)、既投資豪州政府債の満期償還に伴う代り金受入れ(約30百万ポンド)

などの要因により大幅黒字(73百万ポンド)を記録したこと。

(3) 貿易外収支も、前期比若干の悪化をみたものの、観光、運賃収支の好調もあって引き続きかなりの黒字を維持したこと。

### ◇英國、旅行支出制限等を大幅に緩和

英国大蔵省は1月1日、66年11月以来採られてきた居住者に対するスターリング地域外旅行の支出制限等(41年8月号「要録」参照)を大幅に緩和、翌2日以降実施すると発表した。これは、①貿易収支の黒字転化を中心とする国際収支の大幅改善、②ポンドの信認回復などに伴う短資の流入、などを背景に、国際機関等からの要請をも考慮して行なわれたものとされている。

本措置の概要、次のとおり。

(1) スターリング地域外向け個人旅行に関する海外持出し限度を、1人1回外貨300ポンド相当額(従来1人年間50ポンド相当額)、自国通貨25ポンド(従来15ポンド)に引き上げる。また業務旅行の限度額を1日当たり40ポンド以下、かつ、1回の合計額2,000ポンド以下に改める。

(2) 運賃、宿泊費などの支払で、英国の銀行を通じて直接海外のホテル等に対し支払われるもの、および国内の旅行業者に対しポンド建て支払われるものは、無制限とする。

(3) 非居住者に対する現金贈与の限度を年間300ポンド(従来50ポンド)に引き上げる。

なお、大蔵省は、本件措置に伴う貿易外収支上の負担を年間25百万ポンド程度と見込んでいると伝えられる。

### ◇西ドイツ、経済専門委員会、年次報告を発表

西ドイツ政府の諮問機関である経済専門委員会(Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung)は12月3日、「ブームの渦中で(Im Sog des Booms)」と題する1969年年次経済報告を発表した。

その大要、次のとおり。

(1) 景気の現状と見通し(詳細別表)

イ. 1969年の西ドイツ経済は予想を上回る拡大を示し、実質GDP成長率はほぼ前年(7.6%)並みの7.5%に達したものとみられる。

ロ. 1970年は上期は拡大持続(実質GDP前年同期比+5.5%)、下期は鎮静化(同+3.5%)が予想される。この間、上期には賃金・物価のスパイナル的上

### 英國国際収支の推移

(単位・百万ポンド、季節調整済み)

	1968年	1969年		
		第1四半期	第2四半期	第3四半期
年間				
貿易収支	△677	△135	△79	10
輸出一輸入	△698	△137	△99	30
輸出過小評価分の計上	130	35	35	23
その他の調整*	—	—	—	△40
米軍用機支払	△109	△33	△15	△3
貿易外収支	412	161	144	131
經常収支	△265	26	65	141
長期資本収支	△142	△87	7	73
基礎的収支	△407	△61	72	214

(注) \*印は輸出関係書類早期提出分の調整。

昇、下期にはリセッションの生ずる懸念がある。

ハ、70年の消費者物価は、マルク切上げに伴い農産物が切下げ幅だけ下落するという前提にたてば(注)3%程度の上昇となろう。対外経常余剰は縮小に向かおうが、そのテンポはゆるやかであろう(69年163億マルク→70年150億マルク)。

(注) 政府は切上げに伴う調整措置として農産物に対する付加価値税を3%引き上げることとしたため、農産物価格は切上げ率(自国通貨建で8.5%)から付加価値税引上げ分を差し引いた5.5%しか下落しないこととなった(70年1月1日から)。

(前年比・%)

	1968年	1969年	1970年
G N P	+ 9.4	+11.5	+ 9.5
(G N P 実質)	(+ 7.6)	(+ 7.5)	(+ 4.5)
固 定 資 本 形 成	+ 9.9	+18.0	+13.0
(うち機械設備)	(+11.7)	(+26.0)	(+14.0)
政 府 消 費 支 出	+ 3.8	+10.0	+11.5
個 人 消 費	+ 5.7	+10.0	+10.0
輸 出(サービスを含む)	+13.2	+14.5	+ 7.5
輸 入(〃)	+13.2	+19.0	+ 9.5
G N P デフレーター	+ 1.7	+ 3.5	+ 5.0
(うち消費者物価)	+ 2.0	+ 2.5	+ 3.0
対外経常余剰(億マルク)	184	163	150

## (2) 提言

イ、当面、賃金物価のスパイナル的上昇を阻止することが急務である。これに成功すれば早めに引締めを解除することができる。下期のリセッションは軽微なものとなろう。このために労使の「協調的行動(Konzertierte Aktion)」、すなわち、①労働者はアグレッシブな賃上げ要求を行なわないこと、②企業家は賃上げによるコスト上昇を安易に価格に転嫁しないこと、が必要である。

ロ、財政は、上期は抑制的に、下期は拡大的に運営されるべきである。また政府は物価抑制のため、①競争政策の強化、②公共料金引上げの回避、などに努めるべきである。

なお、同報告は国際通貨制度改革問題にもふれ、変動幅の拡大ないしクローリング・ペッグ制の採用を主張している。

## ◆西ドイツ、債券担保貸付金利の引上げと最低準備率の引下げ

ブンデスバンクは12月4日、次の決定を行なった。

(1) 債券担保貸付金利を1.5%引き上げて9.0%(戦後最高)とし、翌5日から実施する(公定割引歩合は6.0%

のまま据置き)。

(2) 最低準備率を12月中に限り10%引き下げる(別表1参照)。

本措置に関するブンデスバンクのコメントは次のとおり。

「債券担保貸付金利の引上げはユーロ金利の高騰にからがみ採られたもので、これにより資本輸出の誘因が弱められ、また債券担保貸付の過度の使用が抑制されることとなろう。一方本年12月に限り適用される最低準備率の引下げは、当月における銀行流動性の季節的なひっ迫を緩和するために実施されるものである。

ブンデスバンクとしては、海外業務を行なっている金融機関が国内の流動性ひっ迫を緩和するために海外運用資金のうち期限到来分を引き揚げること、およびすべて

(別表1)

## 西ドイツの最低準備率

(カッコ内は旧準備率、単位・%)

金融機関の規模(注1)	当座性債務 (注2)		定期性 債務	貯蓄預金 (注2)	
	I	II		I	II
対象債務 1,000 百万マルク以上	9.45 (10.45)	7.25 (8.05)	6.55 (7.25)		
同上 100~1,000 百万マルク未満	8.70 (9.65)	6.55 (7.25)	5.80 (6.45)	4.80 (5.35)	4.0 (4.45)
同上 10~100 百万マルク未満	8.0 (8.85)	5.80 (6.45)	5.10 (5.65)		
同上 10百万 マルク未満	7.25 (8.05)	5.10 (5.65)	4.35 (4.85)		

(注1) 「金融機関の規模」は対象となる債務残高の規模による。

(注2) I……中央銀行の支店、出張所所在地の金融機関。

II……その他の地域の金融機関。

(別表2) ブンデスバンクの売りオペレート

(単位・%)

	新レート (A)	旧レート (B)	(A)-(B)
大蔵省証券			
30~59日もの	5%	5%	—
60~90日〃	5 1/4	5 1/4	—
割引国庫証券			
6ヶ月もの	6 1/4	6	1/4
1年〃	6 3/8	6 1/8	1/4
1年半〃	6 1/2	6 1/4	1/4
2年〃	6 5/8	6 1/4	3/8
食糧証券			
30~59日もの	5%	5%	1/8
60~90日〃	6	5 1/2	1/8

の金融機関が内外への貸付またはクレジット・ラインの承認に際し、抑制的態度を保つことを期待している」。

なお、同時に政府短期証券の売却レートを一部引き上げ、8日から実施することが決められた(別表2参照)。

#### ◇西ドイツ、ブンデスバンク正副総裁の更迭

西ドイツ連邦共和国大統領は12月10日、年末に任期満了となるブンデスバンク正副総裁の後任として、総裁に現ドイツ銀行代表取締役クラーゼン(Dr. Karl Klasen)を、副総裁に現ブンデスバンク理事エミンガー(Dr. Otmar Emminger)をそれぞれ指名した(注)。新正副総裁の任期は70年1月1日から8年間である。

新正副総裁の略歴は次のとおり。

#### クラーゼン新総裁

1909年 ハンブルグ生まれ(満60才)  
フライブルグ大学、ベルリン大学、ハンブルグ大学で法律を学ぶ  
1935年 Deutsche Bank und Diskonto-Gesellschaftに入行  
1948年 ハンブルグ州中央銀行総裁  
1952年 Norddeutsche Bank(現ドイツ銀行の前身)取締役  
1957年 現ドイツ銀行発足に伴い同行取締役に就任  
1967年 同行代表取締役(Sprecher des Vorstandes)に就任、現在に至る  
法学博士、SPD党员

#### エミンガー新副総裁

1911年 アウグスブルグ生まれ(満58才)  
ベルリン、ミュンヘン、エジンバラ、ロンドン各大学で経済学を学ぶ  
1935~45年 ベルリン経済研究所勤務  
1947年 バイエルン州経済省局長  
1949年 OEECドイツ代表部経済部長  
1950年 レンダーバンク(ブンデスバンクの前身)調査局長  
1953年 同行理事  
1957年 ブンデスバンク発足に伴い同行理事に就任、現在に至る。この間1953年から59年まで IMF理事

(注) ブンデスバンクの正副総裁、理事は連邦政府の推薦に基づき大統領が任命する。なお政府は推薦にあたり中央銀行理事会の意見を聞くこととなっている(ブンデスバンク法第7条)。

#### ◇西ドイツ、GAB債権を回収

西ドイツは12月上旬、IMFに対するGABに基づく債権550百万ドルを回収した。うち、340百万ドルはI

MFによる期限前返済、210百万ドルは日本などによる肩代わりである。

肩代わりの内訳は次のとおり。

日本	85百万ドル
カナダ	30 //
イタリア	65 //
オランダ	30 //
合計	210 //

なお、本件は11月末のIMFスーパー・ゴールド・トランシュ540百万ドルの引出し(44年12月号「要録」参照)同様、外資流出に伴う外貨繰りのひっ迫に対処する措置とみられている。

#### ◇西ドイツ、短資流入防止措置を廃止

西ドイツ政府は、これまで短資流入防止の観点から実施してきた、

- (1) 非居住者名義預金に対する付利禁止措置(1961年以降実施)および
- (2) 非居住者による大蔵省証券等短期証券の取得禁止措置(1960年以降実施)

の根拠規定である対外経済法施行令第52~54条を、12月20日付をもって廃止した。

これは、マルク切上げに伴い投機的資金流入の危険が去ったとの判断に基づくものである。

#### ◇フランス、準備預金制度等の一部を改正

国家信用理事会は12月23日、準備預金制度等の一部を概要次のとおり改正し、1月21日から適用すると発表した。

- (1) 準備預金の対象債務、準備資産に海外領域、県フラン(franc DOMとfranc TOM)建のものを加える(従来は通常のフラン<franc métropolitains>建のもののみ)。

(2) 準備率を、①一覧払債務分、②外国コルレス先債務分、③その他債務分、の3本建とし、新設については準備率を当面課さない(従来は①5.5%、③0.5%の2本建<44年8月号「要録」>)。

- (3) 中期信用手形保有制度の対象資産の算定についても前記(1)と同様の取扱いとする。

なお、(1)、(3)は、技術的なものであると説明されているが、(2)については外国コルレス先等のフラン預金を優遇するねらいによるものとみられている。

#### ◇フランス、1969年上期の国際収支を発表

フランス政府は12月中旬、1969年上期の国際収支(為

### フランスの国際収支(為替ベース)

(単位・百万ドル)

	1968年上期	1968年下期	1969年上期
経常収支(I)	△ 123	△ 1,249	△ 1,824
貿易収支	91	△ 462	△ 1,377
貿易外収支	△ 214	△ 787	△ 447
資本収支(II)	△ 564	△ 1,031	44
長期資本	△ 196	△ 386	165
短期資本	△ 368	△ 645	△ 121
総合収支(I+II)	△ 687	△ 2,280	△ 1,780

替ベース)を発表した。資本収支はきびしい為替管理の実施によりかなり改善した反面、貿易収支が輸入の著増などから大幅に悪化したのが目だっている。

### アジアおよび大洋州諸国

#### ◇インドネシア、商業銀行の支払準備率適用を緩和

インドネシア中央銀行は11月10日、商業銀行の支払準備率の適用について次のとおり変更した。

- (1) 商業銀行の当座預金に対する支払準備率(30%、うち3分の1は中央銀行預け金、残余は手元現金)は従来各営業日の残高につき遵守することを要したが、今後は週間平均残高につき適用することに改める。
- (2) 支払準備率が上記基準を下回った場合の罰則金利

を、月利10%から2.5%に引き下げる。

今回の措置は、①最近におけるインフレの終息ならびに経済の回復を映じて民間資金需要が漸次活発化しあらめしたこと、②商業銀行の經營体制が漸次整備されつつあること、③中央銀行法改正に伴い銀行經營に対する監督体制が完備されたこと、などを背景に、商業銀行の資金効率を高める見地から実施されたものである。

#### ◇豪州、貯蓄銀行の通知預金を新設

豪州準備銀行は12月4日、貯蓄銀行に対し、従来取り扱っていた貯蓄預金(金利3.75%)に加え、次の条件で、通知預金を受け入れることを許可した。

- (1) 予告期間 3ヶ月
- (2) 対象金額 預金残高、500ドル以上  
受入れおよび引出しの最低単位、100ドル以上
- (3) 利 息 年4.7%

今回の措置は、1969年3月に商業銀行のCD発行が許可され、さらに8月には商業銀行の預金利の引上げ(30日～3ヶ月未満の定期預金利4.25→4.70%)が実施されたことに加え、同国の建築ブームを映し、貯蓄銀行と競合関係にある建築組合が高利の資金吸収(平均金利6%)を図っていることなどから、このところ貯蓄銀行預金の伸び悩みが目だちはじめたため、これに対処して採られたものである。